

額等の控除不足額)に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

- 2 第百三十三条第二項から第四項まで(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書又は連結確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「これらの申告書」とあるのは「当該申告書」と、同条第三項中「確定申告書に係る事業年度」とあるのは「特定信託確定申告書に係る計算期間」と、「法人税又は同項の連結確定申告書に係る連結事業年度の連結所得に対する法人税」とあるのは「法人税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)

- 第百三十四条の四 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第八十二条の十第一項第五号(中間納付額の控除不足額)に掲げる金額があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

- 2 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

- 3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する特定信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

- 4 第百三十四条第四項から第七項まで(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは「計算期間の第八十二条の十第一項」と、「申告書又は第一項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」とあるのは「申告書」と、同項第二号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは「計算期間の第八十二条の十第一項」と、「申告書又は第二項に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書」とあるのは「申告書」と

第三編 外国法人の法人税

(国内源泉所得)

第三百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 四 省略

五 所得税法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 省略

ロ 国内にある営業所に信託された所得(税法第二条第一項第十二号の二に規定する投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。))又は

は第二条第二十九号ハ(定義)に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配

六 十一 省略

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第四百二十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第十款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)並びに第五款第五目(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)及び第六目(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第四百十三条 省略

二 五 省略

6 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

と、「確定申告書又は連結確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第五項中「係る事業年度」とあるのは「係る計算期間」と、「法人税又は連結事業年度の連結所得に対する法人税」とあるのは「法人税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

第三編 外国法人の納税義務

(国内源泉所得)

第三百三十八条 同上

一 四 同上

五 同上

イ 同上

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定目的信託の収益の分配

六 十一 同上

(国内源泉所得に係る所得の金額の計算)

第四百二十二条 外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十六条(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)及び第六十条の二(協同組合等の事業分量配当等の損金算入)並びに第五款第五目(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)及び第六目(分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

(外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第四百十三条 同上

二 五 同上

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

第百四十五条の二 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第百四十五条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第二款から第八款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十二条から第四十六条まで（固定資産等の圧縮額の損金算入等）及び第五十三条（返品調整引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）及び第六款（組織再編成に係る所得の金額の計算）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第百四十五条の四 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

第百四十五条の五 同族特定信託（第八十二条の五第一項（同族特定信託の特別税率）に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。）の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にか

かわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

- 一 年三千万円以下の金額 百分の十
- 二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五
- 三 年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額（次条において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第四百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。この場合において、本文に規定する留保した金額は、各計算期間に係る収益の分配が当該各計算期間の末日に行われたものとして計算する。

3 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

- 一 当該計算期間の所得等の金額の百分の四十に相当する金額
- 二 年二千万円

4 第八十二条の五第五項から第七項までの規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

（外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除）

第四百四十五条の六 第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十八条（外国法人に係る所得税の課税標準）に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除）

第四百四十五条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）を納付することとなる場合（特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなった外国法人税の額が減額された場合について準用する。

2 前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 申告、納付、還付等

（申告、納付、還付等）

第四百四十五条の八 前編第一章の三第三節（内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の申告、納付、還付等）の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の続行について準用する。この場合において、第八十二条の十第一項第二号（特定信託に係る確定申告）中「前節」とあるのは「第三編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）中「第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）」とあるのは「第四百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）及び第四百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）」と読み替えるものとする。

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準）
第四百四十五条の九 同上

（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）
第四百四十五条の十 同上

（外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の課税標準）
第四百四十五条の二 省略

（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）
第四百四十五条の三 省略

(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)

第四百四十五条の四 省 略

(申告及び納付)

第四百四十五条の五 前編第二章第三節(内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号(退職年金等積立金に係る中間申告)中「前条」とあるのは「第四百四十五条の四(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と、第八十九条第二号(退職年金等積立金に係る確定申告)中「第八十七条(退職年金等積立金に対する法人税の税率)」とあるのは「第四百四十五条の四(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と読み替えるものとする。

(青色申告)

第四百四十六条 前編第四章(内国法人に係る青色申告)の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 省 略

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで(内国法人に係る更正及び決定)、第三百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)及び第三百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

(内国普通法人等の設立の届出)

第四百四十八条 省 略

(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)

第四百四十五条の十一 同 上

(申告及び納付)

第四百四十五条の十二 前編第二章第三節(内国法人の退職年金等積立金に対する法人税の申告及び納付)の規定は、外国法人の退職年金等積立金に対する法人税についての申告及び納付について準用する。この場合において、第八十八条第二号(退職年金等積立金に係る中間申告)中「前条」とあるのは「第四百四十五条の十一(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と、第八十九条第二号(退職年金等積立金に係る確定申告)中「第八十七条(退職年金等積立金に対する法人税の税率)」とあるのは「第四百四十五条の十一(外国法人に係る退職年金等積立金に対する法人税の税率)」と読み替えるものとする。

(青色申告)

第四百四十六条 前編第四章(内国法人に係る青色申告)の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書、特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書並びに退職年金等積立金確定申告書及び退職年金等積立金中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2 同 上

(更正及び決定)

第四百四十七条 第三百三十条から第三百三十二条の二まで(内国法人に係る更正及び決定)、第三百三十三条(確定申告又は連結確定申告に係る更正による所得税額等の還付)、第三百三十四条(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)、第三百三十四条の三(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付)及び第三百三十四条の四(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国法人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

(内国普通法人等の設立の届出)

第四百四十八条 同 上

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「協同組合等」とあるのは「協同組合等（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。）」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

（外国普通法人となつた旨の届出）
第百四十九条 省 略

2 第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人に係る前項の規定の適用については、同項中「該当する普通法人」とあるのは「該当する普通法人（法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、その法人課税信託の

（特定信託の契約の締結等の届出）

第百四十八条の二 新たな特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）が締結された場合には、その特定信託の受託者である法人は、その締結の日以後二月以内に、次に掲げる事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書に当該特定信託の約款の写しその他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
 - 二 その特定信託の名称
 - 三 その特定信託の契約の締結の日
- 2 法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 一 その納税地
 - 二 その特定信託の名称
 - 三 その引継ぎを行った法人の名称及びその納税地
 - 四 その引継ぎの日
 - 五 その引継ぎの理由

（外国普通法人となつた旨の届出）
第百四十九条 同 上

信託事務を主宰する受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者を除く。以下この項において同じ。」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項及びその法人課税信託の名称（その法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、主宰受託者以外の受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所を含む。）」とする。

（受託者の変更の届出）

第四百九十九条の二 法人課税信託について新たな受託者が就任した場合には、その就任した受託者（当該法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（次項及び第三項において「主宰受託者」という。）とする。）は、その就任の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその就任の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その就任した受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所
- 二 その法人課税信託の名称
- 三 その就任した受託者に信託事務の引継ぎをした者の名称又は氏名
- 四 その就任の日
- 五 その就任の理由

2 法人課税信託について受託者の任務が終了した場合には、その任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者（その引継ぎの直前において当該法人課税信託の受託者が二以上あった場合には、その主宰受託者）は、その引継ぎをした日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその終了の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その引継ぎをした受託者の名称又は氏名及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地若しくは住所若しくは居所
- 二 その法人課税信託の名称
- 三 その信託事務の引継ぎを受けた者の名称又は氏名
- 四 その信託事務の引継ぎをした日
- 五 その終了の理由

3 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合において、その主宰受託者の変更があつたときは、その変更前の主宰受託者及びその変更後の主宰受託者は、それ

それ、その変更の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその変更の事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その法人課税信託の名称
- 三 その変更後又は変更前の主宰受託者の名称又は氏名
- 四 その変更の日
- 五 その変更の理由

(代表者等の自署押印)

第五十一条 法人の提出する法人税申告書等(第二条第三十号から第三十七号まで(定義)に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書(第三項及び第五項において「法人税申告書」という。))並びに第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類(当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第二項に規定する書類を含む。)をいう。以下この条において同じ。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が(当該者が法人である場合には、当該者の職務を行うべき者)が自署し、自己の印を押さなければならない。

- 一 三省略

2 省略

3 外国法人の提出する法人税申告書については、第一項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、国内において行う事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者とし、前項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、当該事業又は資産に係る経理に関する事務の上席の責任者とする。

4 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人が法人税申告書等を提出する場合において、当該受託法人が同条第三号の規定により会社とみなされる個人であるときは、第一項の規定によりその法人税申告書等に自署し、自己の印を押すべき者は、当該個人とする。

5 前各項の規定による自署及び押印の有無は、法人税申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

(受託者の連帯納付の責任)

(代表者等の自署押印)

第五十一条 法人の提出する法人税申告書等(第二条第三十号から第三十七号まで(定義)に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書(第三項及び第四項において「法人税申告書」という。))並びに第八十一条の二十五第一項(連結子法人の個別帰属額等の届出)に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類(当該個別帰属額等に異動があつた場合に提出する同条第二項に規定する書類を含む。)をいう。第二号及び次項において同じ。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者が自署し、自己の印を押さなければならない。

- 一 三省同上

2 同上

3 外国法人の提出する法人税申告書については、第一項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、国内において行なう事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者とし、前項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、当該事業又は資産に係る経理に関する事務の上席の責任者とする。

4 前三項の規定による自署及び押印の有無は、法人税申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第二百五十二条 第四条の八第二項（受託者が二以上ある法人課税信託に係る納税義務）の規定により同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（以下この条において「主宰受託者」という。）が納めるものとされる法人税については、当該法人課税信託の主宰受託者以外の受託者は、その法人税について、連帯納付の責めに任ずる。

2 前項に規定する法人税を主宰受託者以外の受託者から徴収する場合における国税通則法第四十三条第一項（国税の徴収の所轄庁）の規定の適用については、同項中「国税の徴収」とあるのは「法人税法第二十九条の二（定義）に規定する法人課税信託の同法第二百五十二条第一項（受託者の連帯納付の責任）に規定する主宰受託者（以下この項において「主宰受託者」という。）以外の受託者（以下この項において「連帯受託者」という。）の同条第一項に規定する連帯納付の責任に係る法人税の徴収」と、「その国税の納税地」とあるのは「当該法人税の納税地又は当該連帯受託者が当該法人課税信託の主宰受託者であったとした場合における当該法人税の納税地」とする。

第五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第四十四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第百条第一項（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用）又は第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還

第二百五十二条 削除

第五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第四百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十一条の二十二第二号（連結確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十一条の十四（連結事業年度における所得税額の控除）又は第八十一条の十五（連結事業年度における外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）（第四十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）（第四百四十五条の六（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）（第四百四十五条の七（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しないでした法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人

付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。以下第六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）までにおいて同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十四条第一項（両罰規定）において同じ。）でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）（第六十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（第六十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十一条 第六十一条第一項から第四項まで（代表者等の自署押印）の規定（同条第一項に規定する書類に係る同項並びに同条第二項及び第四項の規定を除く。）に違反した者又は同条第一項から第四項までの規定に違反する同条第一項に規定する法人税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

税額）（第六十五条の十二（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額若しくは第六十四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第六十一条（所得税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しないでした法人税の額）につき法人税を免れ、又は第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第八十一条の三十一第四項（連結親法人に対する準用））、第八十二条の十五第三項（特定信託に対する準用）、第六十五条第一項又は第六十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者（当該法人が連結親法人である場合には、連結子法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者を含む。第六十四条第一項において同じ。）でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同 上

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）（第六十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）、第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）（第六十五条の八（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十九条（退職年金等積立金に係る確定申告）（第六十五条の十二（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十四条第一項（清算確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十一条 第六十一条第一項から第三項まで（代表者等の自署押印）の規定（同条第一項に規定する書類に係る同項及び同条第二項の規定を除く。）に違反した者又は同条第一項から第三項までの規定に違反する同条第一項に規定する法人税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条第一項（中間申告）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第四百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第二百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第二百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二・三 省 略

第六百六十四条 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十九条第一項（法人税を免れる等の罪）、第六十条（確定申告書を提出しない等の罪）又は第六百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2・3 省 略

附 則

（公益信託の特例）

第十九条の二 公益信託（公益信託ニ関スル法律第一条（公益信託）に規定する公益信託（第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適

第六百六十二条 同 上

一 第七十一条第一項（中間申告）（第四百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十一条の十九第一項（連結中間申告）の規定による申告書で第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したものの、第八十八条（退職年金等積立金に係る中間申告）（第四百四十五条の十二（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第二百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第二百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二・三 同 上

第六百六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十九条第一項（法人税を免れる等の罪）、第六十条（確定申告書を提出しない等の罪）又は第六百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2・3 同 上

用する。

2) 公益信託は、第二条第二十九号の二ロ(定義)に掲げる信託に該当しないものとする。

(退職年金等積立金に対する法人税の特例)

第二十条 省略

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章(退職年金等積立金に対する法人税)の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項(第四百四十五条の三)(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一三 省略

3 一五 省略

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法	省 略	省 略
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)		
学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		
企業年金基金	確定給付企業年金法	省略	省略

(退職年金等積立金に対する法人税の特例)

第二十条 同上

2 適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務は、第八十四条第一項に規定する退職年金業務等に該当するものとみなして、第二編第二章及び第三編第三章(退職年金等積立金に対する法人税)の規定を適用する。この場合において、当該業務を行う法人の同条第二項(第四百四十五条の三)(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)において適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する退職年金等積立金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 一三 同上

3 一五 同上

別表第二 公益法人等の表(第二条、第三条関係)

一 同上

名称	根拠法	同 上	同 上
学校法人(私立学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		
同上	同上	同上	同上

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

商工会	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）
省略	省略
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人（別表第一第一号の表に掲げる以外のもの、国又は地方公共団体以外の者に対し、利益又は剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないものとして財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	証券業協会	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	証券取引法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	投資者保護基金	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	証券取引法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

二 省略

省略	輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	水先人会	保険契約者保護機構	省略	農業共済組合連合会	農業共済組合	認可金融商品取引業協会	日本水先人会連合会	日本弁理士会	省略
省略	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）		水先法	保険業法	省略	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）		金融商品取引法	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	省略

二 同上

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上		同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上

(相続税法の一部改正)

第三条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則

第一節 通則(第一条—第二条の二)

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合(第三条—第九条)

第三節 信託に関する特例(第九条の二—第九条の六)

第四節 財産の所在(第十条)

第二章 課税価格、税率及び控除

第一節 相続税(第十一条—第二十条の二)

第二節 贈与税(第二十一条—第二十一条の八)

第三節 相続時精算課税(第二十一条の九—第二十一条の十八)

第三章 財産の評価(第二十二条—第二十六条の二)

第四章 申告、納付及び還付(第二十七条—第三十四条)

第五章 更正及び決定(第三十五条—第三十七条)

第六章 延納及び物納(第三十八条—第四十八条の三)

第七章 雑則(第四十九条—第六十七条の二)

第八章 罰則(第六十八条—第七十二条)

附則

第一節 通則

(趣旨)

第一条 省 略

(贈与税の課税財産の範囲)

第二条の二 省 略

2 省 略

第二節 相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものとみなす場合

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第六章 同上

第七章 同上

第八章 同上

附則

(趣旨)

第一条 同 上

(贈与税の課税財産の範囲)

第二条の二 同 上

2 同 上

（遺贈により取得したものとみなす場合）
第四条 省 略

（遺贈により取得したものとみなす場合）
第三条の二 同 上

（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合）

第四条 信託行為があつた場合において、委託者以外の者が信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の利益の全部又は一部についての受益者であるときは、当該信託行為があつた時において、当該受益者が、その信託の利益を受ける権利（受益者が信託の利益の一部を受ける場合には、当該信託の利益を受ける権利のうちその受ける利益に相当する部分。以下この条において同じ。）を当該委託者から贈与（当該信託行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

2| 次の各号に掲げる信託については、当該各号に掲げる事由が生じたため委託者以外の者が信託の利益の全部又は一部についての受益者となつた場合においては、その事由が生じた時において、当該受益者となつた者が、その信託の利益を受ける権利を当該委託者から贈与（第一号の受益者の変更が遺言によりなされた場合又は第四号の条件が委託者の死亡である場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

一 委託者が受益者である信託について、受益者が変更されたこと。

二 信託行為により受益者として指定された者が受益の意思表示をしていないため受益者が確定していない信託について、受益者が確定したこと。

三 受益者が特定していない、又は存在していない信託について、受益者が特定し、又は存在するに至つたこと。

四 停止条件付で信託の利益を受ける権利を与えることとしている信託について、その条件が成就したこと。

3| 前項第二号から第四号までに掲げる信託について、当該各号に掲げる事由が生ずる前に信託が終了した場合において、当該信託財産の帰属権利者が当該信託の委託者以外の者であるときは、当該信託が終了した時において、当該信託財産の帰属権利者が、当該財産を当該信託の委託者から贈与により取得したものとみなす。

（贈与により取得したものとみなす場合）
第五条 省 略
2|4 省 略

第五条 同 上
2|4 同 上

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合)

第七条 省 略

第九条 第五条から前条まで及び次節に規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

第三節 信託に関する特例

(贈与又は遺贈により取得したものとみなす信託に関する権利)

第九条の二 信託（退職年金の支給を目的とする信託その他の信託で政令で定めるものを除く。以下同じ。）の効力が生じた場合において、適正な対価を負担せず、に当該信託の受益者等（受益者としての権利を現に有する者及び特定委託者をいう。以下この節において同じ。）となる者があるときは、当該信託の効力が生じた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の委託者から贈与（当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生じた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、適正な対価を負担せずに新たに当該信託の受益者等が存するに至つた場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等となる者は、当該信託に関する権利を当該信託の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して受益者等が存するに至つた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

3 受益者等の存する信託について、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった場合において、適正な対価を負担せずに既に当該信託の受益者等である者が当該

第七条 同 上

第九条 第四条から前条までに規定する場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があつた場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。ただし、当該行為が、当該利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

信託に関する権利について新たに利益を受けることとなるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなった時において、当該利益を受ける者は、当該利益を当該信託の一部の受益者等であつた者から贈与（当該受益者等であつた者の死亡に基因して当該利益を受けた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

4 受益者等の存する信託が終了した場合において、適正な対価を負担せずに当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該信託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた者は、当該信託の残余財産（当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であつた場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。）を当該信託の受益者等から贈与（当該受益者等の死亡に基因して当該信託が終了した場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

5 第一項の「特定委託者」とは、信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）をいう。

6 第一項から第三項までの規定により贈与又は遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利又は利益を取得した者は、当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなして、この法律（第四十一条第二項を除く。）の規定を適用する。ただし、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第二条第二十九号（定義）に規定する集団投資信託、同条第二十九号の二に規定する法人課税信託又は同法第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託の信託財産に属する資産及び負債については、この限りでない。

（受益者連続型信託の特例）

第九条の三 受益者連続型信託（信託法（平成十八年法律第百八号）第九十一条）受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する旨の定めのある信託の特例（に規定する信託、同法第八十九条第一項（受益者指定権等）に規定する受益者指定権等を有する者の定めのある信託その他これらの信託に類するものとして政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関する権利を受益者（受益者が存しない場合にあっては、前条第五項に規定する特定委託者）が適正な対価を負担せずに取得した場合において、当該受益者連続型信託に関する権利（異なる受益者が性質の異なる受益者連続型信託に係る権利（当該権利のいずれかに

収益に関する権利が含まれるものに限る。)をそれぞれ有している場合にあつては、収益に関する権利が含まれるものに限る。)で当該受益者連続型信託の利益を受ける期間の制限その他の当該受益者連続型信託に関する権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、当該制約は、付されていないものとみなす。ただし、当該受益者連続型信託に関する権利を有する者が法人(代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団を含む。以下第六十四条条までにおいて同じ。)である場合は、この限りでない。

2 前項の「受益者」とは、受益者としての権利を現に有する者をいう。

(受益者等が存しない信託等の特例)

第九条の四 受益者等が存しない信託の効力が生ずる場合において、当該信託の受益者等となる者が当該信託の委託者の親族として政令で定める者(以下この条及び次条において「親族」という。)であるとき(当該信託の受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき)は、当該信託の効力が生ずる時において、当該信託の受託者は、当該委託者から当該信託に関する権利を贈与(当該委託者の死亡に基因して当該信託の効力が生ずる場合にあつては、遺贈)により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する信託について、当該信託の受益者等が存しないこととなつた場合(以下この項において「受益者等が存在しなくなった場合」という。)において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該信託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族であるとき(当該次に受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該信託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該信託の残余財産の給付を受けることとなるとき)は、当該受益者等が存在しなくなった場合に該当することとなつた時において、当該信託の受託者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該信託に関する権利を贈与(当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基因して当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなつた場合にあつては、遺贈)により取得したものとみなす。

3 前二項の規定の適用がある場合において、これらの信託の受託者が個人以外であるときは、当該受託者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

4 前三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項又は第二